

令和 8 年 9 月 18 日

## 令和 7 年度 特別の教育課程の実施状況等について

| 学 校 名               | 管理機関名     | 設置者の別 |
|---------------------|-----------|-------|
| 江戸川区立小松川小学校（外 95 校） | 江戸川区教育委員会 | 公立    |

## 1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

江戸川区立全小・中学校が各学校のホームページで公表する。

## 2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

江戸川区立全小・中学校が各学校のホームページで公表する。

## 3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

## （1）特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- {

☒ 計画通り実施できている  
☐ 一部、計画通り実施できていない  
☐ ほとんど計画通り実施できていない

## （2）保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- {

☒ 実施している  
☐ 実施していない

&lt;特記事項&gt;

## 3. 実施の効果及び課題

## （1）特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

本特例は、子どもたちが読書を通じ、生涯にわたって主体的に学び続けていく資質・能力を身に付けるために、「読書科」の設置及び探究的な学習の推進を行うものである。本特例を実施している、本区の全ての公立小・中学校において、学校の教育目標の中に「生きる力の育成」という視点が盛り込まれている。その教育目標の実現に向けて、各学校は「読書科」を通じ、自ら問いをもち、解決に向けて考え行動する子どもたちの育成に力を入れている。その結果、各校の自己評価並びに学校関係者評価から読み取れる

ように、子どもたちが本を読んで新しい発見をしたり、そこから生じた疑問を自ら調べて解決しようとしたりする態度が育ってきている。また、読書科のねらいを意識し、探究的な学習やその成果物の作成を行えるようになってきている。さらに、調べてまとめたことを他者に伝える喜びを実感したり、表現する力が高まったりという効果も見られている。一方で、各学校の自己評価並びに学校関係者評価から読み取ると、今後も読書科の指導方法や発達段階に応じた指導の系統性、学びを習得した子どもたちの姿等について、研究を深めていく必要性を感じている学校が多いことや読書科の指導方法（読書科ノートを活用方法含む）や指導の系統性について、悩んでいる学校があることが課題である。さらに、江戸川区に転任してきた教員に読書科の方針の理解を図ることも課題である。

## （２）学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

学校教育法第 21 条 5 に「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」とあるが、本特例を実施している、本区の全ての公立小中学校において、朝読書を実施し、子どもたちが本に親しむ機会を意図的に設け、国語の力を伸ばすことに熱心に取り組んでいる。本特例の取組は、読書を通して得られたことを活用し、子どもたちの思考力、判断力、表現力等や生涯にわたって主体的に学び続ける姿勢を育成することを目指しており、学校教育法第 30 条 2、第 49 条「（一部抜粋）基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うこと」の実現に寄与している。

## 4. 課題の改善のための取組の方向性

### （１）研修会の充実

本区の全ての教員が「読書科」の目的を理解し、探究的な学びを推進していけるように、教員のニーズに応じた研修会を継続して実施していく。本区が作成した「読書科ノート」の活用方法を提案し、教員が情報の収集の仕方や整理の仕方、記録の取り方等を発達段階に応じて丁寧に指導できるようにしていく。

### （２）「読書科」を中心としたカリキュラム・マネジメントの推進

読書科やその他の教科等で育成すべき資質・能力や指導内容を関連付けた年間指導計画の作成を目指していく。また、地域や社会との関わりを重視し、身近な地域的话题を取り入れたり、ゲストティーチャーを活用したりすることで、子どもたちの地域・社会への関心を高め、課題意識をもたせるようなカリキュラムを編成していく。

読書科の授業において他教科の内容に関連した話題を取り上げることや、読書科で育成した資質・能力を教科横断的に活用することで、子どもたちが身に付ける資質・能力を確実に育成していく。また、読書科の「探究的な学習の過程」を他の教科等においても活用し、読書科と関連付けた指導の充実を図っていく。

### （３）公共図書館巡回職員の活用

公共図書館の職員が各学校を定期的に巡回している。子供たちへの読み聞かせの回数を増やし子供たちが本に親しめるようになったり、学校図書館の環境整備を行い、探究学習につながる本が少しずつ閲覧しやすくなったりしてきている。このような取組について、学校間で差がでないように、連絡協議会等で情報共有を図っていく。